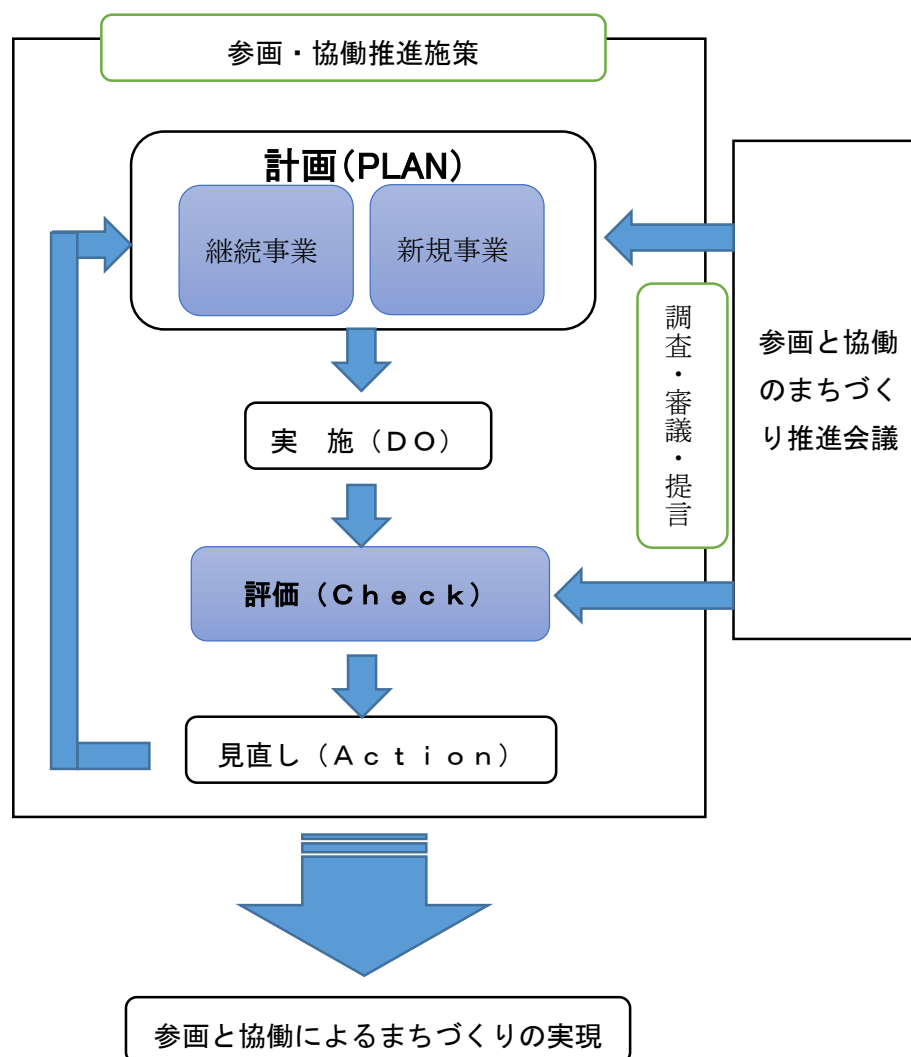


1. 推進会議について

「泉大津市参画及び協働の推進に関する条例」第15条に基づき、参画と協働のまちづくりを推進するため、学識経験者、市民公益活動団体の代表、公募市民、各種団体等からなる推進会議を設置し、次の内容について調査、審議をする。また、その結果を市長に提言することができる。

(調査・審議する内容)

- 1、この条例の改正又は廃止に関すること
- 2、参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況に関すること
- 3、その他、参画と協働のまちづくりの推進に関すること



2. 条例制定の背景と参画と協働の必要性

①市民ニーズの多様化・高度化

社会経済情勢の変化により、市民ニーズの多様化・高度化が進み、これらのニーズに対応できる効果的な施策・事業の展開が求められています。

②市民意識の高まり

新たな公共サービスの担い手としてボランティアやNPO 団体等、市民活動団体が増加しており、まちづくりに対する市民意識が高まりをみせています。

③地方分権の進展

国が行ってきた事務や権限が地方自治体に移譲され、地方分権が進展している中、地域の自主性・自立性の確立が求められています。



従来の行政主導によるまちづくりの限界



市民、市民活動団体、企業、行政等が
適切な役割分担により公共を担う新たなルール作りが必要



平成26年3月に「泉大津市市民協働の推進に関する条例（仮称）検討会」を設置



同年9月

提言書を市に提出



平成27年4月「泉大津市参画及び協働の推進に関する条例」施行

《条例の構成》

○目的・決まり事 目的(第1条) 定義(第2条) 原則(第3条) ○まちづくりを担う人たちと
その役割 市民の役割(第4条)、市民公益活動団体の役割(第5条)、事業者の役割(第6
条)、市の役割(第7条) ○市政への参画 市民参画の対象、方法とその実施(第8~10
条)、審議会(第11条) ○協働の推進 市民公益活動の促進(第12条)、基本施策(第13
条)、人材育成(第14条) ○推進体制 推進会議の設置(第15条)

3. 泉大津市第4次総合計画の2つの基本施策

市の最上位に位置する計画で平成27年度から平成37年度の10年の計画となる。策定に当たっては市職員による7つの部会で策定作業を行った他、市民アンケートの実施や数次にわたり市民会議、学生によるワークショップなどを実施するなど、市民の意見を取り入れる工夫を行った。

基本施策	めざす姿
1「参画と協働」	<p>《市民が主体に活躍できるまち》</p> <p>市民の意見を市政に反映する場や機会が充実しており、市民と行政の信頼関係から生まれた協働の考え方のもと、それぞれの役割や責任に応じた行動により、まちづくりが行われています。また、様々なテーマで活動する市民活動団体がまちづくりの担い手として活躍しています。</p>
2「地域コミュニティ」	<p>《地域がつながり地域で課題解決できるまち》</p> <p>世代を超えた交流により、地域コミュニティが生まれ、程よい距離感で、顔見知りの関係が築かれています。地域活動のネットワーク化やリーダー育成などにより、身近にある課題を地域で解決できるまちとなっています。</p>

施策の展開方法	具体的な取組内容
<p>①市政への市民参画の推進</p> <p>市の計画や施策に市民の意見を反映させるため、市民が意見を述べる機会を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施等意見聴取機会の充実 ○計画づくりに関する審議会等への市民の参画機会の充実 ○市民参画についての意識啓発
<p>②市民協働の推進</p> <p>市民が地域のために行う公益的・自主的な取組を支援し、市民と行政の協働を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体等が地域の課題を自主的に解消するための取組に対する支援 ○市民との協働によるイベントの実施 ○市民活動拠点の充実 ○市民活動団体の情報収集と発信 ○泉大津市がんばろう基金の運用
<p>③地域コミュニティのネットワーク化の促進</p> <p>地域団体同士や各種団体のネットワーク化を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域団体とNPOや企業、大学などとの連携の推進 ○小学校区を単位とする地域協議会の組織化の推進

<p>④地域コミュニティに対する意識の醸成と支援</p> <p>市民と職員が共に地域のつながりの大切さに対する認識を深めるための施策を推進するとともに、地域コミュニティの活性化に向けた支援を行います。</p>	<p>○市民・職員に対するセミナーや講演会等の開催</p> <p>○地域におけるリーダーの育成</p> <p>○自治会の加入促進などのコミュニティ活性化の取組に対する支援</p>
---	---

成果指標

基本施策	成果指標	単位	現状値	現状時点	目標値 H31年	目標値 H36年	アンケート設問及び 算出方法
1.力を合わせて市民の笑顔があふれるまちづくり							
市民参画・協働	地域活動やボランティア活動が活発なまちだと思ふ市民の割合	%	51.8	H26年度	60	70	『地域活動やボランティア活動が活発なまちだと思ふ』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	市政への市民参画の機会が増えたと思ふ市民の割合	%	44.6	H26年度	55	60	『市政への市民参画の機会が増えたと思ふ』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	市民活動団体として登録している団体数	団体	9	H26年度	50	100	市民活動団体登録制度への登録団体数
地域コミュニティ	地域の中で人のつながりがあると思ふ市民の割合	%	59.9	H26年度	65	75	『地域の中で人のつながりがあると思ふ』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合
	地域活動の中心となるリーダーが育っていると思ふ市民の割合	%	35.9	H26年度	45	60	『地域活動の中心となるリーダーが育っていると思ふ』の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合

4. 現在の主な取組について

▶市民活動支援センターの整備・充実

平成25年10月に学識経験者、各種団体の代表、市民等で構成される「市民活動支援センターのあり方を考える懇話会」を立ち上げ、約1年かけて市民、利用者の立場からセンターの運営方法、支援機能等のあり方を議論した。当会から提言書を受け整備を進め、平成27年1月にテクスピア大阪に開設。

▶がんばろう基金の創設

平成20年度に設置された基金で、市民が自発的に行う公益的な活動に対し、支援するため、市民の寄付とその同額を市が積立てているもの。これを原資に公募型補助金制度を通じて市民活動団体に財政的な支援を行っている。

▶がんばる市民公益活動応援補助金事業

この制度は、がんばろう基金を原資として平成21年度より市民の自発的な特定非営利活動を財政面で支援することにより、市民活動を活発化し、市民主体のまちづくりの進展に寄与することを目的とするもの。6年間、のべ20団体370万円の支援を実施している。

▶地域コミュニティ活性化への取り組み

○自治会加入促進対策

本市の自治会加入率は平成27年4月現在、87団体19,012世帯で、市全世帯数に占める加入世帯割合は57.73%となっている。平成15年に比べ、約10%低下している。このため、平成25年8月に加入促進専門部会の設置し、加入促進策について検討している。「自治会の魅力を高める」「情報を発信する」「未加入者への働きかけ」の3つの基本的な方針に基づき、単位自治会、自治会連合会、市がそれぞれの役割のもとに取組をしている。

○セーフコミュニティ活動

「安全安心なまち」を実現するため、平成26年6月に世界保健機関（WHO）のセーフコミュニティ協働センターが推奨するセーフコミュニティ活動に取り組むことを宣言。2年後の平成28年12月を目標に認証の取得を目指す。この取り組みは、事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるという理念のもと、行政や医療機関、警察、地域活動団体や市民が協働で安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進める。この取組を通じて、地域コミュニティの活性

化を図る。

▶市民主体のまちづくりセミナーの開催

平成 25 年度より実施している事業で市民及び職員を対象に市民協働の意識の啓発・醸成・地域人材育成の第一歩として市民協働に関する連続講座を合わせて実施している。これまで計5回実施している。

▶協働のまちづくり人材育成補助金

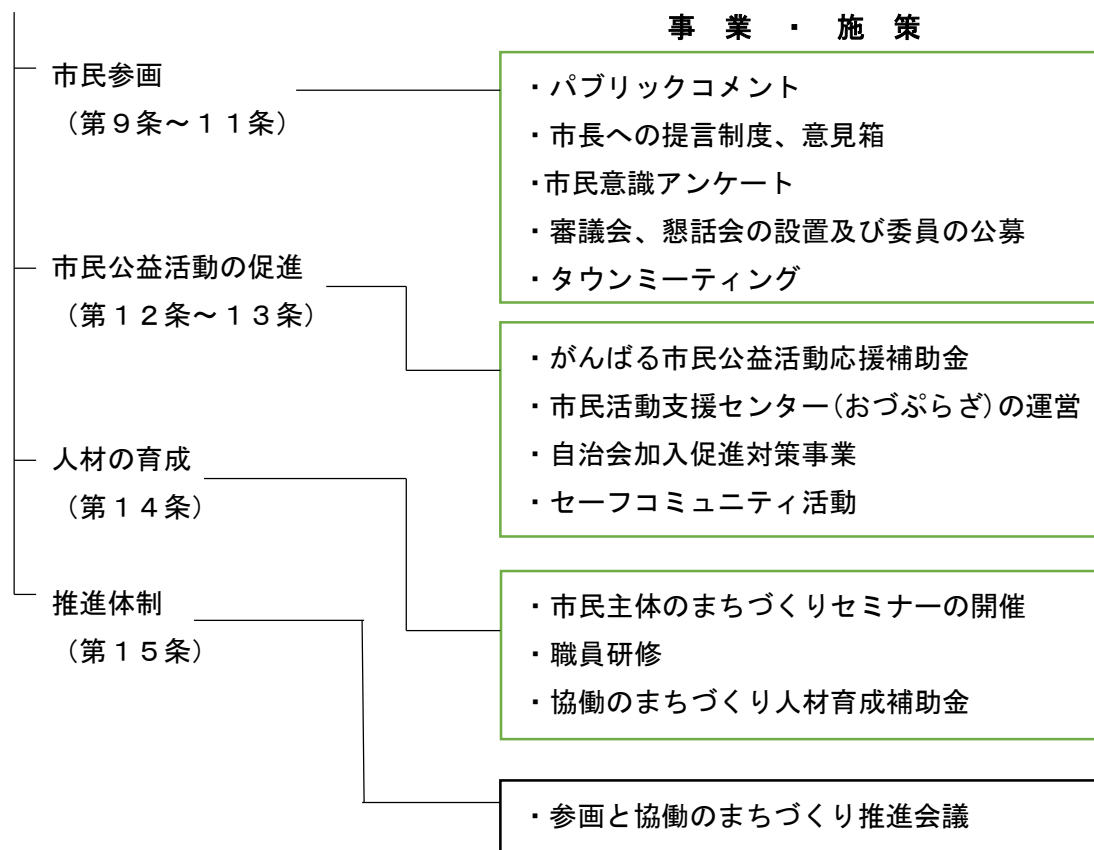
平成 27 年度より実施している事業で地域において活躍する人材を育成することを目的とした研修などに参加する人を支援するため、個人・団体に対し、市がその費用の一部を補助する。

▶市政への参加参画

- ・パブリックコメント制度
- ・市長への提言、意見箱
- ・市民意識アンケート
- ・審議会、懇話会の設置及び委員の公募
- ・タウンミーティング

5. 条例と事業・施策の関連

泉大津市参画及び協働の推進に関する条例



泉大津市がんばろう基金条例

- ・泉大津市がんばろう基金の運用

(参考) 本市の市民協働における経過

平成 15 年 3 月

市民と行政との協働の推進に向けて (提言書)

平成 16 年 2 月

市民公益活動の推進に関する指針

平成 19 年 3 月

NPOとの協働事業推進のためのガイドライン

平成 19 年 8 月

市民活動支援センター設置

平成 20 年 4 月

がんばろう基金創設

平成 21 年 4 月

特定非営利活動支援補助金制度を創設

平成 23 年 6 月

市民活動団体等基礎調査報告書

平成 24 年 4 月

人権市民協働課を新設

平成 25 年 9 月

市民活動団体登録制度を創設

平成 25 年 10 月

市民活動支援センターのあり方考える懇話会

平成 26 年 1 月

参画と協働の推進に関する条例検討会

平成 26 年 9 月

市民活動支援センターのあり方に関する提言書

市民参画及び協働の推進に関する条例制定に向けた提言書

平成27年1月

市民活動支援センターをテクスピア大阪に開設

平成27年4月

泉大津市参画及び協働の推進に関する条例施行

平成27年11月

参画と協働のまちづくり推進会議設置